

研究ノート

「農民的分割地所有」の 基礎的考察

井上 周 八

- 一 まえがき
- 二 地代史論の対象としての「農民的分割地所有」
の本質規定
- 三 「農民的分割地所有」の前提
- 四 農民的分割地経営における「地代」と「農産物価格」
- 五 「農民的分割地所有」の対立的二側面
- 六 日本における「農民的分割地所有」

一 まえがき

栗原百寿氏は、わが国自作農の性格規定の予備概念として、

「農民的分割地所有」の基礎的考察

「農民的分割地所有」をとりあげ、「この範疇をまず系統的に再検討して、その諸規定を明確にしておかないかぎり、わが国の自作農問題の研究、とくにその性格規定を確定することは、到底不可能である。」(『農業問題の基礎理論』一三四頁)と述べておられる。

農民的分割地所有の正確な把握は、しかしながら、単に自作農の性格規定のために必要であるばかりでなく、さらに小作農民をも含めた明治以降の日本農民の性格把握のためにも、必須の前提をなすものと思われる。

戦後の農地改革が平場耕作地帯における半封建的と呼ばれていた地主制を基本的に解体したとする評価は多くの農業理論家及び農民運動実践家によつて定説として認められ、異論も今日ではほぼ消滅した。そこで、戦前の日本の小作農民の貧しさの原因が地主の搾取によるとする見解が正しいとするならば、農地改革により日本農民の困窮の主要原因はその限りでは除去されたということになる。

しかし改革後十年を経過した今日、地主による過重な無償労働搾取は除かれ、農機具使用の普及発展、農薬の利用増加による病虫害防除の進歩、肥料の増投、品種改良、土地改良事業の進歩等により、農業生産の発展がみられている⁽¹⁾にもかかわらず、これらの成果がそのまま農家の明日の豊かな生活向上となつて結実したと簡単にはいいがたいであろう。そして、その主要原因は「独占資本とその政府によつて収奪されている」から

だとされている。

(1) 稲作を例としても、昭和二七―三一年平均は、八―一

	雇用 (時)	家族 (時)	計 (時)	指数 (%)
昭和25年	23.9	180.6	204.9	100.0
26年	23.7	178.5	202.2	98.8
27年	25.9	171.6	197.5	96.5
28年	23.9	166.9	190.8	93.3
29年	22.9	162.9	185.8	90.8
30年	23.5	168.3	191.8	93.7

〔備考〕 米生産費調査

二年にたいして、反收で二斗以上、比率で一〇%、二一―二六年にたいしても、反收で七升、比率で四%近く増加している。しかも稲作の反当り労働時間は別表のように年々僅かずつではあるが減少している。

(吉野城『日本農民分
解論』一四八―九頁参
照)

(2) 戦後の農家の経営状態や生活水準は向上したといわれているが、その中味はどうか。「耕作機を買い、施肥も工夫し、米もよく取れたのに、暮しは少しも楽にならない」

といった歎きがみられる。たとえば、「三十年代からの豊作で農家の貯金はふえはしたが、借金も増加、作柄のよくないころの額を上回るようになり、全国農村にシジリ食傾向があらわれて来た。農林省の調査(全府県農家一戸当り平均)によると、二十九年度は貯金約八万九千円、借金二万八千円だったのが、三十年代には貯金は約十一万円、借金もふえて三万一千円になっている。それが、今年の五月末では貯金が九万円、借金は二十九年度の一倍半以上の四万三千六百円にもふえている。このような傾向はとくに東北、北陸の早場米地帯に強い。秋田などでは一戸当り二十万円前後の借金をかかえている農家が多く、その額は米代金の五割以上にも相当するというので、農協は赤信号を出して貸出しにブレーキをかけている。」〔朝日新聞昭和三年九月八日朝刊(千葉版)〕「新潟県見附市今町地区の農協組合員は四百六十戸。一戸平均約一・六九ヘクター(一町七反)の水田を耕作し、米代金はざつと二億円だ。この金額は年ごとにそう変わるわけではない。ところが出る方は生活費、機械化費などがふえる一方、そして一戸当り三十八万円の借金を背負いこんでいること、この借金が年々五万円ずつふえていることが分つた。」(全上三四年一月二五日朝刊)と報道されている。ここに農家の経営内容、生活水準の向上面とともに、小商品生産としての不利な地位が示されている。問題は今後、いずれの傾向が優位

を占めるかという点にある。

日本農民の貧困状態の原因が、かつては地主的土地所有に、そして今日では独占資本にあるとする見解は、農民自身過去において対地主闘争を主として展開し、今日反独占資本の方向へ農民運動の結果を部分的にはあれ行いつつあるという事実によつても、その正しさは証明されている。が、果して日本の農民問題を考える場合、単に寄生地主制及び独占資本の搾取・収奪をいうのみで十分であろうか。戦前にあつても、地主制を一掃することによつて農民のミゼラブルな状態の根因が排除されるのだとい切ることには、問題が残されていたのではなからうか。たとえば消長はあれ、戦前の自作農にあつても労賃相当の報酬すら確保され得なかつた場合が多く見出されるのであつて、日本農民の貧しさは、それが小作農民であるという点からだけでは説明し切れないものがあつたはずである⁽³⁾。

(3) 山田盛太郎氏は自作中堅層における農業経営構成の推移を、明治二三、三二、四一、四四年、大正元年、大正九年から昭和一九年までの逐年にわたる抽出調査諸資料により一表にまとめ、その結果を「自作中堅層においても、農業所得だけで生計が可能となつたのは昭和十二年の今次事変に入つてからのことで、それ以前は、他に別途の収入なくしては生計しえず、若干の年（大正九年、昭和五年）には総所得をもつてしても赤字が克服できなかつた事情が示されている。以上の点は、本表にあらわされた農家水準

「農民的分割地所有」の基礎的考察

が全国農家一般よりも遙かに高位のものであること——即ち、(一)耕作規模の上で、本表の農家は、最も広いときは二町歩（明治四十四年—大正九年）、狭いときも一・三九町歩歩余（昭和七年）で全国平均耕作規模に比して前者で一・九倍、後者で一・四倍に当り、現にその農業総収入は、全国平均のそれの二・七倍に当る程で、また(二)本表の農家は自作農であつて、小作農又は自作小作農の場合の如き小作料の負担から免れている点——を念頭におくとき、日本農業の困難の深さを明示する。……かくして自作中堅層の基礎は、本来、鞏固なものとは云い得なかつた。そこに自作中堅層分解の起点が存する。」（『農地改革の歴史的意義』『戦後日本経済の諸問題』一五五—一六頁）と述べておられる。

また吉野氏は山田盛太郎氏の前掲書一四八頁第2—A表「零細農耕の構成と変遷」の一部を加工して表を作成し、そこで八反未満を小作、八反以上を自作と推定した上、明治二一年と四一年を比較して、「地主・自作・小作の関係において、第一に、自作が分解して、ごく少数が地主に上昇し、多数が小作に顛落する。第二に、自作内部においては、自作下層（八一—一五反）がより激しく分解し、多数は小作に顛落するが、ある者は自作に上昇する。もつとも自作上層の増加には、地主の顛落もつけ加わる。」（『日本農民分解論』九三頁）と述べ、さらに氏が帝国農会『本邦自作農の状況其一、自作農調査』第三卷（大正八年刊、八一

「農民的分割地所有」の基礎的考察

二三八

十五頁)によつて、京都、滋賀、岐阜、長崎四府県下七ヶ村の、明治三二年から大正五年の間における自作農の推移を集計した表、及び同じ資料により山田盛太郎氏が作成した表(前掲書一五七頁附表1)に基き、自作農の分解について、「第一に、自作農のごく少数の上層が地主に上昇し多数の下層が小作農・プロレタリアに墮落する。第二に、自作経営たることに变りはないが、自作農の内部において経営規模を拡大する者よりも縮少する者が多い。第三に、地主層の中小地主が自作に墮落し、小作農からも自作農に上昇する者があるが、それらも自作農の分解・減少を食いとめることができない。」(全上一一〇頁)と述べておられる。

ここに明確に直接地主の搾取を受けることのない戦前の自作農にとつてすら、その経営改善の途が容易でなかつたことを知ることができる。

また今日独占価格と重税による収奪をいうとき、それはひとり農民がそうであるばかりでない。労働者を始め中小企業者及び産業資本家にまで及んでいるのであつて、同じく独占資本とその政府により収奪されているという共通の軀の下にあつても農民、労働者、中小企業者はその受け止め方にそれぞれの差異を持ち、それぞれの生存の根拠と将来の動向を異にするものがある。従つてわれわれが農村問題を考える場合、独占資本とその政府による収奪の機構を明らかにし、「反独占農民運動の理

論構造とならんで、さらにその実践構造」(農民運動研究会編『反独占農民運動の構造』一頁)を明確ならしめることの重要さはもちろんであるが、しかし単に独占資本とその政府の収奪をいうだけでは、理論的解答としては不十分である。つまり農民の貧困については、独占資本(かつては地主制)の収奪によるとする外的契機からの説明のみに止まらず、内的な本質的な説明、いわば外的条件による把握のみで終ることなく、内的根拠に基く把握をも必要とするものである。ではそれは何かというに、かつては地主制の下で、また今日では独占資本の下で収奪の対象とされている農民の零細農経営そのものの内的本性の究明把握である。戦前の日本資本主義の分析においても、この農民の過小農経営は、周知のように山田盛太郎氏により「半封建的土地所有制||半農奴制的零細耕作」として把握せられ、日本資本主義の基柢をなすものとして重要な意義を与えられていた。

(4) 山田盛太郎氏は『日本資本主義分析』(昭和九年)において、日本資本主義の基礎を分析し、その基本構造||對抗・展望を示すことを目的とされた。氏はこの課題を産業資本確立過程(明治三〇—四〇年、日清・日露の時期を貫串する過程)——それは日本資本主義の軍事的半農奴制的型制の終局的規定であり、帝国主義転化の、及び金融資本成立||確立の過程である——において軌道づけられてゆく日本資本主義の再生産過程把握の問題とされ、この点こそ日本資本主義の全生涯を把握する鍵として重要な力点を

なしているときれた。この場合日本資本主義の基本構造とは、一面で高度の軍事的に独占的資本主義の構造、他面でその基抵に半封建的土地所有制に半農奴制的零細農耕の構造を持ち、かくして軍事的・半封建的資本主義が成立（一九二頁）している点にあるとされてきた。殊にこの「半封建的土地所有制に半農奴制的零細農耕」を氏は軍事的・半農奴制的日本資本主義の基本規定をなすものとされ、また右の基抵と内的関連を持つと考えられる。「半農耕の小作料と半農奴的労働賃銀」が日本資本主義の労役土壌をなすものであり、「半農耕の小作料と半農奴的労働賃銀との相互規定の關係」は「日本資本主義興隆の絶対要件たりし所である」（六二頁）とされていたのである。ところが今次の農地改革は地主的土地所有を平場耕作地帯において基本的に一掃し、高率現物小作料を低率金納化せしめた。山田氏自身も日本資本主義の基抵は農地改革により「その根源において再編せられ、従つて日本資本主義の軍事的・半封建的特質も戦後解消した。だがしかし、このことは日本農業の本格的農業への解放の途を開き、日本経済再建の新しい基礎——土地所有に農業経営の再編——を確立する「方向を規定している」にすぎず、全過程の端緒にすぎないとされている（「農地改革の歴史的意義」『戦後日本経済の諸問題』一八二—一三頁参照）。氏はまた戦前の半封建的な地主的土地所有は、何よりもまず徳川幕藩的領有制（Oberigentum）

「農民的分割地所有」の基礎的考察

とその基体（Ubergentum）としての農民身分的土地所有に保有とのヒエラルヒシユな体制に根ざし、維新変革の際、地租改正において方向づけられたものであつたが、今次農地改革はこの地主的土地所有の根幹に解れたのであるが、「基体」のヒエラルヒシユな構造に対しては決定的な再編をなしとげえなかつたとされている（全上）。そして氏の「基体」に「農民身分的土地所有に保有」概念——この「基体」概念は戦前の『日本資本主義分析』にはない新たな概念である——は、その生産技術段階を零細農耕とするものであつて、それ自身一種のヒエラルヒシユな構造を持つものであり、「日本における半封建的、地主的土地所有は、寧ろ『基体』のヒエラルヒシユな構造に根ざしたものに外ならぬ」とされているのである（『変革期における地代範疇』序論二—一五頁参照）。かくて山田氏の見解によれば、日本資本主義の「基体」をなすところの半封建的・地主的土地所有に零細農耕の構成はその根源において再編され、従つてこのような「基体」の上に立つところの日本資本主義は崩壊したのであるが、他方この半封建的・地主的土地所有の根柢としての「基体」——氏によれば半封建的・地主的土地所有は基体のヒエラルヒシユな構造に根ざしたものに外ならない——は決定的な再編を受けることなく残されたことになる。このような氏の矛盾をどのように解すべきか、『分析』における氏の見方に忠実

「農民的分割地所有」の基礎的考察

に立つならば、当然戦後の日本資本主義の性格も変化し、その構造的特質も解消したとされねばならない。しかし「農地改革（およびこれと並行して行われた諸制度の、民主的諸改革）を通じて、日本資本主義の構造的特質はまったく解消してしまつたのか、それとも何らかの再編成をうけて実存するのか、ということがいまや問われなければならぬ。この間にたいする満足な回答は、いまなお与えられていないといつてよいだろう。」（玉城哲「農民分解と労働市場の形成」『農村研究』第九号三五頁）といわれており、また山田氏が『分析』において、明治の変革たる地租改正を「土地所有上の一旋回と隷農制的半隷農制的従属関係の再編成」（一八四頁）としてつかみ、それが「零細農耕の再出保存を必然的ならしめた」（一九四頁）とされていた点についても、「もし農地改革が、『劃期』であるとすれば、『地主制の論理』と『零細農耕の論理』はいかに変化しその相互規定はどうなつたのであろうか、農地改革後の現在、封建期の実額の自作料は存在していない。けれども、零細農耕の形態は依然貫徹」（中江淳「農地改革」『農業経済研究入門』九一頁）しているとの疑問が出されているのである。従つてこの点から、戦前にあつても（半）封建的土地所有制→高率自作料→半隷奴的労働賃銀という関係が日本資本主義を基本的に規制するという考え方は誤りであつたという認識が生まれざるを得ない。

そして推論するに、このことから山田氏は視点を氏のいわゆる『地主制の論理』から『零細農耕の論理』へと移さざるを得なかつたのではなからうか。またこのような点が氏をして、徳川幕藩的領有制が崩壊し、半封建的・地主的土地所有制が基本的に解体したにも拘らず、その「基体」である零細農耕をその技術的基礎とする直接的生産者たる農民の存在構造自体におけるヒエラルヒシユな構成が本質的に同一であり、不変であり、今次農地改革以後にもそのまま残されている点を主張させるに至つたのではなからうか。ここに問題の核心が「基体」としての過小農経営農民の性格をどのように把握するかという点にあることは明らかである。

また改革前のわが国自作料の地代論的考察においても、「半封建地代」説及び「前資本主義地代」説と並んで、戦前のわが国自作料を「賃借地の分割地経営における差額地代」とする有力な説があり、そしてこの見解にあつては、日本の戦前の自作農を農民的分割地所有者、自作農を賃借地における分割地経営農民とする解釈が前提とされていたのであり、さらに戦後の重要問題として広汎な論争を巻き起した農地改革の性格規定にあつても、改革後のわが国自作農が「農民的分割地所有」もしくは「独立自営農民」であるかどうかが問題とされたのである。従つて改革前の自作農及び自作農を、また改革後の自作農をどのような性格の農民として把握するかは、日本の農業問題を考

察するにあつて基礎的な、必須の課題をなすものである。そしてこのような視点から、『資本論』第三卷第四十七章第五節における農民的分割地所有の古典的諸規定の正確な検討が要請されていたのである。

二 地代史論の対象としての「農民的分割

地所有」の本質規定

資本制地代の発生史論の対象としての「分割地所有」の本質的メルクマールを与えるならば、それは次の二点であろう。

I 直接的生産者たる農民が封建的土地所有を基礎とする経済外的強制（＝身分的隷属関係）から脱却しており、従つてそれに基づく封建的貢納から自由であること。

II 農民が彼の労働及び資本の充用場面としての土地の実質的に自由な所有者たること。従つて生産諸条件の所有者＝直接的生産者であること。

ここでは自由は二重の意味を有する。封建的土地所有に基づくところの経済外的強制による封建地代の収奪からの自由と、自由な土地の私的所有者という意味における自由である。⁽⁵⁾

(5) もちろん前者の意味の自由がなくて後者の自由はありえないが、しかし前者の自由があり、しかも後者の自由を持つことができない農民は存在する。この場合この農民は小作人であつて、自由な分割地所有農民ではない。

「農民的分割地所有」の基礎的考察

マルクスによれば、分割地所有とは自営農民が彼の主要生産用具・彼の労働及び彼の資本のための不可欠な充用場面として現象する彼の土地の自由な所有者である場合の土地所有形態である。土地所有のこの形態は、小経営 *Kleinbetrieb* のための「土地所有のもつとも正常的な形態である。そしてここで小経営とは、土地の占有が自分自身の労働の生産物に対する労働者の所有のための一条件であり、そしてそこでは自由な所有者 *freie Eigentümer* である」と、小作人 *Untersasse* である」と、農民が常に自分の生活維持手段を自分自身で・独立に・個別的労働者として・自分の家族とともに生産せねばならぬような、そうした生産様式 *Produktionsweise* を⁽⁶⁾。この小経営の生産様式は奴隷制・農奴制・及びその他の従属諸関係の内部にも実存したが、しかしそれが繁榮し、その全精力を發揮し、適当な古典的形態をとつたのは、労働者が自分自身の使用する労働条件の——農民ならば彼が耕耘する畑の、手工業者ならば彼が老巧者として取扱う用具の——自由な私有者 *freier Privat-eigentümer* たる場合のみであつた。そしてこのような自営農民による土地の自由な所有は小農経営の完全な発展のために不可欠であり、人格的自立性の発展のための基礎をなし、なかならず農業そのものの発展のための必要な一通過点である。（『資本論』インステイトウト版第三卷八五六頁、八五六頁、第一卷八〇一頁、長谷部文雄訳青木文庫版第十三分冊一一三三頁、一—三六頁、第四分冊一一五—七八頁参照）

「農民的分割地所有」の基礎的考察

(6) エングルスは「反デューリング論」第三編理論問題において、小経営の特質が労働手段、労働力、労働対象及び労働作業過程そのものが、つまり生産そのものが「私的」であり、「個別的」であり、その結果としての生産物も私的生産物である点について述べている。すなわち労働手段——土地、農具、仕事場、手工具——は、ただ個人的使用だけを目的とした個々人の労働手段であり、従つて当然貧弱で、小型で、制限されたものであつた。また労働対象も、個々の生産者は、自分のものであつたり、往々自分でつくりだしたりする原料から、自分の労働手段をつかつて、自分またはその家族の手労働で生産した。従つてその生産物も、資本制生産様式における社会的生産物に対し、小経営における生産物は個々人の生産物であり、生産そのものが、前者の場合は一連の社会的行為であるのに対し、後者の場合は一連の個人的行為である。(『マルクス・エングルス選集』第十四卷四五八—九五頁参照) マルクスはこの小経営的生産様式が孤立分散した小生産者による社会的生産力の制限された発展段階にのみ対応するものである点について、「この生産様式は、土地その他の生産手段の分散を内蔵する。それは、生産手段の集中を排除するのと同様に、同じ生産過程の内部における協業や分業、自然にたいする社会的な支配や調整、社会的生産諸力の自由な発展、をも排除する。それは、生産および社会の狭隘な自然

発生的限界とのみ調和しうる。」(『資本論』第一卷八〇二頁、訳(4)——一五八頁、傍点原文)と簡潔に述べている。

そこでまずわれわれは小経営一般と農民的分割地所有との関係について次のことを指摘できる。すなわち小経営という範疇は分割地所有即ち自営農民の自由な土地所有という範疇に較べて、より基礎的な、より一般的な範疇であり、分割地所有という範疇はこの基礎的な一般的な規定を含みながらも、なお農民自身による自由な私的土所有——彼らの所有がいかなる封建的外見によつて陰蔽されていようと——という一契機の附加された、小経営範疇に較べてより具体的な範疇である。そして当然のことながら、分割地所有の存在したあらゆる歴史的時期及び社会的形態には小経営が実存したが、逆に小経営生産様式の実存をもつて分割地所有の存在をいうことはできない。つまり小経営的生産様式は奴隸制・農奴制及びその他の従属諸関係の内部にも実存するのであるが、しかし分割地所有すなわち「自営農民の自由な分割地所有」というこの形態は、「支配的で正常的な形態」としては、一方では古典的古代の最良時代における社会の経済的基礎をなすが、他方では吾々はこれを、近代的諸国民のもとでは、封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとして、たとえばイギリスのヨーマンリー(自由農民層)、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民」(『資本論』第三卷八五八頁、訳(4)——一三六頁)などにこれ

を見出すのである。そしてマルクスは『資本論』第三卷第四十章第五節の「農民の分割地所有」を扱つた箇所においては、小経営一般についてはあることなく、また分割地所有一般についてでもなく、地代史論の対象として、封建的土地所有の解消から生じたところの農民の分割地所有を問題としたのである。つまり農民の分割地所有は、封建的土地所有形態及び近代のブルジョア的土地所有形態との間に介在した過渡的・中間的な土地所有形態としてとらえられているのである。従つて土地所有の本源の形態の第二形態即古典的古代的形態における都市共同体の一員であるという資格での分割地の自由で平等な私的所有については、その存在にふれているにすぎず、土地所有の本源の形態の第三形態たるゲルマン的所有形態における生産の単位たる家族による私有財産としての分割地の私的所有についてはふれられていない。また封建的土地所有の解消から生じた、近代的諸国民の下での分割地所有についての具体的・歴史的諸特質についても何ら考察は行われていない。

『資本論』第三卷第四十七章第五節農民の分割地所有の叙述は、資本制地代の発生史論の対象として、封建的土地所有を根拠とする経済外的強制、人格的非自由化即隷屬化による剰余価値の一切の収奪、すなわち剰余価値の正常的形態としての地代（即地代の本源の形態）と、農業生産部門における独自の平均利潤以上の超過分としての地代——ここでは地代ではなく利潤が剰余価値の通常の形態である——たる資本制地代との中間的・

過渡的形態としての分割地所有形態の地代論的意義を明らかにすることであつた。それ故当然のことながら、地代史論の対象以前の時代に属する分割地所有や、またイギリスその他の各国の分割地所有の具体的考察も行われないのである。

〔補〕『資本論』第一卷第二十四章における「自由で自営の農民 freie selbstwirtschaffende Bauer」(七五五頁、訳(4)——一〇九六頁)、「独立のヨーマン die unabhängigen Yomen」(七六三頁、訳(4)——一〇六頁)、「独立自営の農民 das unabhängige, selbstwirtschaffende Landvolk」(七八五頁、訳(4)——一三六頁)は、第三卷第四〇七章第五節における「農民の分割地所有」に照応し、後者は前者の地代論的範疇である。(平田清明「分割地所有と地代範疇」『変華期における地代範疇』二七七頁参照)

ところが、この農民の分割地所有即独立自営農民範疇に対する本質規定の曖昧さは「分割地農民」の理論的解明を最も精力的に遂行された栗原氏にもみられた。すなわち氏は、封建社会の経済的基礎としては封建地代を背負つた隷農が立ち、他方ではその社会的基礎（即封建的権力の土台）として兵役義務を背負つた封建制下における特権的「自由な農民層」があり、前者は小経営の生産様式の敵対的形態であり、後者はその最も通例的な典型的な形態であつたとして、この自由な農民層が封建的土地所有の解消から生じた近代的分割地農民の萌芽の原型であるとしながらも、

結局は両者を同一視して次の如く述べておられる。「自由な独立自営農民の分割地所有は、自営農民の最も正常的な形態として、古典的古代および封建的土地所有の解消以後の近代諸国民のもとにおいて、典型的に開花して支配的社會層を形成するものである。しかし、それはまた封建社會においても、封建的自営農民である隸農とならび立つ二次的社會層として存立していたのであつた。……それ故独立自営農民は封建社會には存立しえないとか、ただ封建的土地所有の解消の後にしか成立しえないところの純近代的範疇であるとかすることはいずれも一面的である。そうではなくて、独立自営農民は古典的古代の時代と封建的土地所有の解消後の近代社會とにおいてのみ典型的に開花するが、その中間の中世紀においても、封建社會の権力的基礎として、その物質的基礎たる隸農に封建的自営農民とならんで、二次的に存立するところの、広汎な範疇であつたのである。」(『農業問題の基礎理論』一四四—一四五頁)「(マルクスによれば)ヨーロッパをなした『自由で自営の農民たち』、すなわち分割地農民は、封建制の基盤を形成した『自営農民』と統一的に把握されている。」(全上一二頁マル括弧内—井上)このような氏の見解は、農民的分割地所有範疇の本質が何よりも封建的土地所有に基く經濟外的強制、領主への身分的隸屬關係からの實質上の脱却、彼の労働及び資本の充用場面としての土地の自由な私的所有者たる点に

あることを曖昧にし、このため分割地所有農民を封建的土地所有の解消の後に成立しなくてもよいとか、封建的自営農民と統一的に把握されているとかの誤解に陥つたのである。なるほどイギリス封建社會確立(Norman Conquest 一〇六六年劃期)直後の一〇八六年の Domesday Survey によれば、本格的な封建的農奴ヴィレイン(villani)三八%(地域差最高六三%、最低一四%)に対し、独特な特權的な地位を享有する自由借地人または自由保有者たるフリーマン、ソックマン(freer homines sochemanni)一二%をみる。彼らは莊園領主との支配從屬關係におつて、隸農より經濟的關係においても法的關係においても自由な農民であつた。しかし彼らも同じく領主の土地を耕作し、その強弱の差はあれ隸農とともに封建的諸負担を負わされておられ、身分關係においてもやはり多少とも領主から獨立している面はあるにせよ、結局は隸屬していた。従つて封建的土地所有の解消の結果生じた農民的分割地所有範疇をもつて律することのできる自営農民ではない。その後十三世紀後半以降賦役の金納化の進捗により、フリーマン、ソックマン及び富裕な隸農の一部が合流し、フリーホールダーを構成したのであつて、これらのフリーホールダーは「その地位を向上しつゝあるイギリス農民のうちにあつても、とくに自由な階層をなしていたのである。そこでフリーホールダーは自由にその土地を相続、占有することが出

ない。

三 「農民的分割地所有」の前提

資本制地代発生史論の対象としての農民的分割地所有につき、まず問題とされるのは、この土地所有形態存在の諸前提である。「この土地所有形態の前提は、従来の古い諸形態のばあいと同様に農村人口が都市人口を数的に大いに凌駕しているということ、つまり、ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしてもその発展度が相対的にまだ低く、したがって他の生産諸部門でも資本の集積が狭い限界内で運動して資本分散が優勢だということ、である。事態の本性上、この場合には、農村生産物の圧倒的部分がその生産者たる農民たち自身の直接的生活維持手段として消耗され、それ以上の超過分だけが商品として都市との商業に入り込むに違いない。」（『資本論』第三卷八五六頁、訳詞——一三三頁）ただしこの引用部分に対し次の疑問が生じている。それはマルクスはここで分割地所有の前提として、「ともあれ資本制生産様式が支配的である」と述べているが、その意味はこの資本制生産様式が工業部門において支配的であるのみならず、農業部門の中でも分割地所有と併存している状態をさすものなのか、それとも農業以外の他の諸部門においては資本制生産様式が支配的であるが、農業においては分割地所有に基づく小農民経営が支配的な場合をさすものなのかという問題である。この点に対する解釈は今のところ二通りみられ

来、なかには売却乃至は相続により土地を分割しうるものさえあり、さらにまた財産を自由に処分し、自己の息子に思うままの職業を選定することも許されていた。彼らは荘園裁判所において重要な役割を果し得、収入四〇シリング以上のものは議員選挙の権利があつた。げに彼らこそ『農民貴族』と言ひ得る。」（戸谷敏之『イギリス・ヨーロッパの研究』二二—三頁）と述べられているのであつて、これら富裕な農民層が de facto に土地の占有から所有へと移行し、実質的に封建的束縛から解放されたところに、マルクスのいう農民的分割地所有範疇が確立するのである。この点山田勝次郎氏は、栗原氏の誤りは「農民的分割地所有形態が、封建的農奴制と資本主義的賃労働制とのあいだに見出される一つの歴史的範疇としての過渡形態だという点を、認識していないことである。」（『農業理論に関する反省と批判』『日本農業年報』VI—六四頁）と批判されている。ただし山田氏が「イギリス封建社会を例にとれば、それが解体に転化する末期になればなるほど、農奴間の階層分解が、はげしく進展したのである。そして、封建制の解体から出てくるフリーホルダー、コペイホルダー、リースホルダーなどは、享有する自由の程度に差異をもつた隸農や農奴たちであつたわけである。」（全上—一六七頁）として、広義のヨーロッパの中に de facto の農民的分割地所有者が存在することを否定する見解には同調でき

「農民的分割地所有」の基礎的考察

る。すなわちA〔農業生産部門が分割地経営により支配的に埋められているとする解釈。例えば碓正夫氏は世界市場や商業やマニユファクチュアの相対的にかなり高度の発展段階における資本主義的工業と農民的農業とから成る社会的分業をもつて構成される一国を想定（「農民的分割地所有制における穀物価格の決定」『マルクス経済学の研究』上巻二〇三頁）しており、また暉峻衆三氏は農民的分割地所有は「類型理論としての抽象性のもとで論ぜられている」（「農産物価格論における若干の問題点」『マルクス経済学体系』下巻三四五頁、傍点原文）とし、「前提となるのは、農業が分割地農民によつて、様にうめつくされており、工業部門では発展度は相対的にまだ低いとはいへ、』ともあれ資本制生産様式が支配的』であるということである。（全上三四六頁、傍点原文）とされ、さらに玉城哲氏の場合も、分割地所有論の「理論的な中間性を証明するもの」〔抽象化された理論的規定〕であるとの見地から、第四十七章の分割地所有論は農業における分割地所有の支配的な場合を想定しているものと解釈を下している。（『分割地所有』の理論的性格について）『農村研究』第八号所収）右の通説に対し、

B〔農業生産部門に農民的分割地経営と近代的借地農業者による資本主義的経営とが併存しているとする井上晴丸・宇佐美誠次郎氏の解釈がある。すなわちマルクスの分割地農民は「資本主義的農業との並存を論理的な前提とした範疇となつてゐる」（「資本蓄積と小商品生産」『思想』一九五七年第一号四三頁）、

「事実、自営農民の自由な分割地所有の典型であるイギリスのヨーマンにしても、フランスの分割地所有農民にしても、農業生産をそれ一色で埋めつくしているわけではなく、一部に発生している農業資本家企業と併存したものであつた」（「日本における資本蓄積と半封建制」『思想』一九五七年第二号八六頁）、そしてこの資本主義的農業生産部門にあつては生産価格の法則が支配的に作用している、とするものである。この両見解の差異はマルクスが『資本論』第三巻第四十七章第五節で叙述した分割地農民の下における地代理論並びに小農生産物の価格形成論の理解における、及び「農民的分割地所有」論の位置づけに関する解釈上の差異となつて結果している。この点については後に論及する。

マルクスは『資本論』第三巻第四十七章第五節では、さきにもふれたように、歴史上の具体的なある一国における分割地所有について直接述べているのでもなく、またその一国の特定の期間における分割地所有について述べたのでもない以上、直ちにこの二つの見解のいづれともこの点からは決しがたいのであるが、しかし地代史論の対象としての農民的分割地所有論は、やはりイギリスという農工両部門にわたり資本主義が古典的に発展を遂げた特定の一国を念頭に浮かべつつ、マルクスにより展開されているものと考えられる。そこでそのイギリスをみるに、イギリスでは十一世紀ノーマン・コンクエスト（一〇六六年）以降、労働地代を支配的に——このほか物納地代及び貨幣

地代も存在——封建制度は確立し、十二・三世紀にその全盛期を迎えたが、早くもその十三世紀以降隷屬農民の事実上の解放とみられる *commutation* が広汎に行われ、十四世紀の終り頃にはマナー制は既に形骸化し、「人口の大多数は当時および十五世紀には自由で自営な農民から成り立っていた」(『資本論』第一巻七五五頁、訳(4)——〇九六頁)といわれる。十六世紀には広い農民層が民富の形成者となるが、彼らは僅少な地代を負担しながら、実質的には自由な生産者である小農民すなわち広義のヨーマンであつた。十七世紀にはクロムウェルの主力、ピューリタン革命の主体として活躍し、ヨーマンリーが消滅したのは一七五〇年頃であり、産業革命開始前、第二次総動運動の開始しないうちであつて、十八世紀の最後の数十年間には農耕民の共同地の最後の痕跡もなくなつた(『資本論』第一巻七六一頁、訳(4)——〇五頁)とされている。

(7) マルクスが農民的分割地所有の典型としてイギリスのヨーマンをあげた場合、そのヨーマンなる語義の内容は、厳密にはイギリス経済史上におけるヨーマンの用語法——といつても種々の見解がみられる——と一致するとは限らない。戸谷氏によれば、イギリス経済史上のヨーマンは四・五世紀においては四〇シリング・フレイホールダーを意味し、十四世紀以降隷屬農内部からの富裕な階層が牢固たる勢力を持つに至るや、十五世紀の後半、遅くも十六世紀の初頭、これらの富裕な農民をも、そのフレイホールダーたる

「農民的分割地所有」の基礎的考察

と否とを問わず、ヨーマンと呼ぶに至り、十六世紀以後は広義の使用が狭義の使用を圧倒するようになったとされ、そして広義のヨーマンに次のような定義を与えている。「広義のヨーマンとは家族労働に主として依拠しながら生活し、『超過労働』の一部にしか相当せぬ固定した貨幣地代を旧来から支払つているところの、富裕にして自由な農民である。要件を分説するなら、「一」小独立生産者であつて、資本家ではない。しかし小資本家たることを排除しない。「二」独立・自由である。『超過労働』の一部しか地代として徴発されぬのだから。「三」前身は *villani*, *liberi homines*, *sochemanni* である。固定地代はかくてこそ存在しえたのだから。「四」農民内部の分化が低微なとき、貧困な階層にたいする富裕な階層として成立したものであり、分化が進展するや次第に姿を消すべき運命を背負つてゐる。」(戸谷氏前掲書三八—九頁)従つては広義のヨーマンが農民的分割地所有範疇に該当するとも考えられようが、しかし富裕な農民一般をさすのではなく、あくまでも実質的な封建制の解体により、封建的諸負担から解放されて自由であると同時に、彼の労働と資本の充用場面としての土地の自由な所有者であるという点を本質的指標として具有する農民でなければならぬ。

(8) ヨーマン没落の時期について、秦玄龍氏は諸家の見解が非常に区々であり、マルクスの説に対しその後の研究は

「農民的分割地所有」の基礎的考察

二四八

一般に否定的傾向に傾き、例えば H. Levy, W. Hasebach, A. Tornebe, P. Mantoux にしても十八世紀後半乃至十九世紀前半説をとり、十八世紀半ば説が「早急に過ぎる結論」「史実とはるかに遠い見解」「いちじるしく事実を反する」推断であるとしているのに対し、これらの批判はヨーマンの概念規定において無前提的に「ヨーマン＝富裕農民」とする点、十六世紀半ば以降の資本制生産の発展と、その裡におけるヨーマンリーの階層分解の關係を基底的に把握していない点、農業生産における単なる使用価値の生産から交換価値の生産への移行、そのことが広くヨーマンリーに及ぼす影響、その必然的結果としての封建的諸遺制の解体がヨーマンの基盤に対して与える致命的打撃等の無理解、より根本的には封建制の解体過程から生ずる分割地農民の歴史的意義、本質の把握において不十分であるとして、H. I. Gray, E. Davies, V. M. Lavlovsky の諸研究を検討し、その結果これらの研究がヨーマンの没落が十七世紀後半から十八世紀前半にかけてほとんど確実かつ決定的に進行していたことを明示していたとして、その消滅を十八世紀半ばとするマルクスの見解は史料の上からもきわめて妥当なことといわなければならない、とされている。(秦玄龍『イギリス・ヨーマンの研究』第四章参照) いうまでもなく、ヨーマンの語義にいかなる内容を与えて理解するかにより、その結論も異ならざるをえないのである。

が、氏のいう「本来的ヨーマン」(全上一六一、二〇二—四頁参照)を以てするならば、右の見解は正当であらう。他方借地農業者をみるに、マルクスによればイギリスにおける借地農業者の最初の形態は、それ自身農奴たるベイリフ Bailiff (領主の土地の差配人＝莊宰)であり、十四世紀の後半にベイリフはランドロード(資本家的地主から種子や農具を供給される借地農業者——彼らの状態は農民とあまり違わず、ただより多くの賃労働を搾取するだけ——)によつて代位され、やがて半借地農業者たるメティエ(分益農)の発生もみたが、しかしこの形態は急速に消滅した。「十五世紀中、独立の農民、および、賃労働のかたわら同時に自作もする農僕が自らを富ませていた間は、借地農業者の境遇やその生産場面は依然として同じように平凡なものであつた。ところが、十五世紀の最後の三分の一期に始まり、殆んど十六世紀全体(とはいえ最後の二三十年を除く)にわたつて続いた農業革命は、農村民を貧困化したのと同じ速さで借地農業者を富裕化した。」(『資本論』第一巻七八—三頁、訳(4)——一三三頁)十六世紀に至つて貨幣の価値の継続的低下と、これに伴う労賃の減少、全農業生産物の継続的な価格騰貴等は、当時における長期間の借地契約により借地農業者に有利に作用し、彼らを賃労働者と地主の犠牲の上に富裕化し、またフリーホルダー、コピイホルダー、リースホルダーをその構成部分とするヨーマン内部からも農業資本家が上昇、形成され、さらに商人資本及び産業資本

の一部が投機的に農業に入り込み、これらが合体してここに「資本制的借地農業者なる一階級」が生み出された。彼らはその生産上の地位において小農よりも遙かに優位に立つた——前者は後者の「二倍」の利をあげ、その地価も「繰割した一エーカーは共有地一エーカー半の価値がある」（戸谷氏前掲書六一—二頁）——のであつて、農業家、牧畜家の繰割した農場や牧場に対する要求と、地主の多額の地代獲得欲という、両者の利益の一致の下に農業資本家は超過利潤としてさえも旧来の低率地代に数倍する地代を支払うに至り、地代をすべての土地において同一水準まで引き上げ、ここに擲出地代が成立した。十六世紀のイギリス農業における明暗は、一方富裕なヨーマンの上昇がみられるとともに、他方下層のヨーマンは「繰割運動」により、また「擲出地代」により没落への途を辿つたのである。（同上第四、十六世紀におけるヨーマンの興亡参照）しかし十七世紀の最後の数十年間においても独立農民層たるヨーマンリ―はまだ借地農業者階級よりも多数であつたのでありイギリス農業の完全な資本主義化は十七世紀の革命を経た後の第二次エングロージュア以降であり、やつと十九世紀の八十年代に至つてからである。従つてイギリスにあつては、いわば資本家としては何ら産業資本家と異なるところがなく平均利潤を獲得し——従つてそこでは平均利潤の法則の成立が前提される——、それ以上の超過分を地代として支払わねばならない農業資本家の誕生は十九世紀の八十年代以降と考えられるのであるとする。

「農民的分割地所有」の基礎的考察

とするとイギリスヨーマンの消滅は十八世紀の中葉であると考えられている以上、十四世紀末以降十八世紀前半における両者の併存はこれを考えることができないのであつて、逆に分割地経営農民の支配的傾向をみる事ができるのである。なるほど十四世紀に早くも資本主義はその萌芽をみせ、十六世紀末に「資本制的借地農業者なる一階級」が生み出されてはいたが、彼らはまだ支配的ではなく、またその支払う地代も決して平均利潤以上の超過利潤としての資本制地代ではなく、いわばそれは栗原氏のいう利潤及び労賃部分からの控除分に基く「資本制の名目地代」⁽⁹⁾（『農業問題の基礎理論』七—十頁、二二七頁参照）であつて、それ自体純粹に近代的な資本制的範疇ではなかつたのである。

(9) いうまでもなく「資本制的名目地代」という地代範疇があるのではなく、農業が資本制的に経営されていても、その支払う地代が平均利潤以上の超過利潤としての差額地代及び絶対地代、すなわち範疇としての地代ではなく、平均利潤もしくは労賃部分へも食い込むところの借地料、従つて名目的のみ地代であつて、何らの自立的範疇としての地代を形或しないところの借地料、これを栗原氏は「資本制的名目地代」と称したのである。（なお『資本論』第三卷六七四頁訳註一八八〇頁参照）

それ故マルクスは封建的土地所有の解消の結果として成立した分割地所有を資本制地代の発生史の見地から考察するにあつた

つて、イギリスの史実を念頭に置いていたと考えられるのであるが、その場合の資本家的借地農は生産価格法則が支配する段階における平均利潤以上の超過利潤を地代として支払うところの資本制的借地農ではなく、従つて農民的分割地所有と、このような資本制的借地農との併存という理解に立つことはできないと思われる。このことはマルクス自身が分割地所有の前提としていっているさきの引用で、分割地所有の前提は、これまでの古い土地所有形態の場合と同様に農村人口が都市人口を教的に大いに凌駕しているということ、農村生産物の大部分が農民自身の直接的生活維持手段として消費され、それ以上の超過分が商品として都市との商業に入り込むに違いないこと、と述べていることからみても、このような段階に農業の本格的な資本制的経営の存在を考へていないことは明らかであつて、逆に資本制的借地農——とはいへそこにはまだ生産価格法則は成立していない——や、農民経営と同じような段階の小借地農経営が認められるとしても、やはり分割地における農民的経営が依然として支配的である段階を想定しているとみてよいであらう。

四 農民的分割地経営における「地代」と

「農産物価格」

さて以上の社会経済史的前提のもとで成立する農民的分割地所有の地代論的考察にとつてまず最初に指摘されねばならない

のは、この土地所有にあつては当然「何らの借地料も支払われず、したがつて地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない」（『資本論』第三卷八五六頁、訳(3)——一三三頁）ことである。が、マルクスは、「といつても地代は、ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、他の生産諸部門との比較による超過利潤として、但し、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのである」（『全上』）と述べているのであつて、「資本制的生産によつて支配されている社会状態の内部では非資本制的生産者も資本家的表象によつて支配されている」（『全上』第三卷六〇頁、訳(8)——八九頁）のである。すなわち分割地所有農民は三つの人格に切り離される。彼は生産手段の所有者としては資本家であり、労働者としては自分自身の賃労働者であり、土地所有者としては地主である。したがつて、「彼は、資本家としてじぶんの労賃を自分に支払い、じぶんの利潤をじぶんの資本から引き出す。すなわち彼は、賃労働者としての自分じぶんを搾取し、『剰余価値』において貢納——労働が資本におう貢納——を自分に支払う。おそらく彼はまた、土地所有者として第三の部分（地代）を自分に支払う」（『剰余価値学説史』長谷部文雄訳青木書店版第一分冊五九七頁）。そして「この場合に土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかをとわず、明かにこの場合にも資本制的生産様式のもとと同様に、差額地代すなわち、優等地または位置のよい地所にとつての商品価格の超

過部分が実存するに違いない。総じてまだ一般的市場価格が発展していない社会状態においてこの「分割地所有」形態が現われる場合ですら、この差額地代は実存する。その場合には差額地代は、余分な剰余生産物として現象する。ただそれが、より有利な自然諸条件のもとで自分の労働を実現させる農民のポケットに流れこむだけである。」（『資本論』第三卷八五六頁、訳詞——一三三—四頁）

では絶対地代部分についてはどうであろうか。マルクスによれば、まさにこの分割地所有の場合にこそ、平均的には何らの絶対地代も実存しないもの、つまり最劣等地には何らの地代も支払わないものと考えることができるのである。というのは、農産物の大部分が自家消費され人口の多数が農耕に従事しているこの段階にあつては、農業生産物の調整的市場価格は通常農産物の価値にまで達することがなく、また生産価格にも達することがないからである。いうまでもなく絶対地代は生産物の価値のうち生産価格を超える超過分が実現された場合、もしくは生産物の価値を超える超過分たる独占価格が実現された場合にのみ存在する（全上第三卷八五七頁、訳詞——一三四頁）からである。しかし生活のための分割地経営のもとにあつては、かかる事態は異常な場合にしか存在し得ない。もちろん農産物価格の異常な高騰の場合には絶対地代も実現されるのであるが、逆に農産物価格の低落時においては絶対地代はむしろ差額地代も実現し得ないこととなる。

「農民の分割地所有」の基礎的考察

そこで分割地所有のもとでの農産物がその価格の中に擬制的にはあれ、差額地代および絶対地代部分に相当する部分を実現し得るかどうかは、市場条件に依存するのであるが、しかし分割地所有存在の前提的諸条件よりするならば、差額地代に対し絶対地代の実現の条件は殆んどない。（全上第三卷八五七頁、訳詞——一三四—五頁）このように分割地所有農民が絶対地代および差額地代部分を実現し得ない場合、その農産物価格は低廉たらざるを得ないのであるが、ではそれは資本制的農業生産物の市場価格が、最劣等地（ただし、資本条件は社会的・平均的）の農業経営の個別的生産価格プラス絶対地代を中心として変動するのに対し、どこまで低落し、どのような特殊性をもつものであろうか。「分割地農民にとつての搾取の制限として現象するのは、一方では、彼が小資本家たるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりでは地代の必要ではない。小資本家としての彼にとつての絶対的制限として現象するのは、本来的費用を控除したのち彼が自身自身に支払う労賃に他ならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕作するはずであつて、この労賃はしばしば肉体的最低限度まで下ることがある。」（全上第三卷八五七頁、訳詞——一三四—五頁）ここから知られるように、資本制的農業生産物価格の場合は絶対地代を捨象すれば最劣等地の個別的生産価格が市場調整的となるのに対し、分割地農民の場合は最劣等地における本来的費用価格プラス最低

の肉体的生存の維持という線が出て来るものと考えられる。こうしたことが起るのは、一方では農民の生産物が他の手工業的小経営者の場合と異なり、ただちに生活のために消費できる人間の第一義的な生活手段たる食糧であるということ、他方そのような肉体の最低限度の維持にまで追い込まれても、農民が農業から離れて他に生きる途がないからであり、それはまさに分割地所有農民の置かれていた社会経済的諸条件によつて規定されているのである。そして「これこそは、分割地所有の支配的な諸国では資本制の生産様式の諸国におけるよりも穀物の価格が低いのは何故かという原因の一つである。最も不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は無償で社会に贈与されるのであつて、生産価格の調整または価格形成一般には参加しない。このより低い価格は、だから、生産者たちの貧窮の結果であつて、彼等の労働の生産性の結果では決してない。」(10)

(全上第三卷八五八頁、訳註——一三五—一六頁)

(10) 小商品生産者たる農民の農業の生産物価格低廉の原因については、三、「農民的分割地所有」の前提、においてふれたA農民的分割地所有の存在は農業生産部門が分割地経営により支配的に埋められている段階を前提とするという見解と、B農民的分割地所有は農業生産部門に農民の分割地経営と近代の借地農業者による資本主義的経営との併存を前提するという見解の、それぞれの立場からする解釈が行われている。そこで以下その論点を探つてみよう。ま

ずAの立場に立つ陸氏は、資本主義的工業と分割地経営の農民の農業とから成る社会的分業をもつて構成される一國における農民の労働時間は、彼の生産した農産物が社会的欲望を充たす限りでは、その生産に費した労働時間は社会的必要労働時間（「社会的必要労働」の別個の意味、『資本論』第三卷六八六頁、訳註——八九五頁）ではあるが、しかし「資本論」第一巻冒頭の第一節において明確に規定されたところの「社会的必要労働時間」の規定に照してみれば、それは例えば「穀物生産の範囲内だけでは、社会的平均的労働であるといえよう。しかしすくなくともこれを資本主義的工業労働と比較するときには、複雑労働と単純労働との区別に以たような関係があるのではないかと考えられる。すなわち農民労働は社会的労働としてはより単純な、低次の労働であり、強度のより、低い労働であり、資本主義的工業（或いは農業）労働は、複雑労働であり、『強められた、或いはむしろ複合された労働』であり、より高度の活力を有する労働、より大なる比重を有する労働であるのではないだろうか。」（「農民的分割地所有制における穀物価格の決定」前掲書二〇六頁、傍点原文）と述べ、さらに、しかしこの場合同一の特定の商品の生産ではなく、「農民は穀物をもつばら生産し、工業労働者は工業物を生産する」という異種商品生産部門間の比較であるから、同一生産部門内におけるように「右の命題を公式的にあては

めることができない。」(全上二〇七頁)とされ、結局はこの農民の労働も「社会的必要労働」の二様の意味を持ち、従つて価値生産的労働であるとされる。しかし次に、このようにひとまず生産された価値が、氏によれば農民労働の非社会性のために現実に価格として実現されない、つまり「独立農民の労働は、ひとまず社会的必要労働ではあるが、社会化の程度が低いために、価値実現の段階すなわち社会的価値が問題となる段階では(たとえば工業と農業とは同じ種類の商品を生産するのではなくても)、右に述べたところの低次労働として、あるいは強度のより小さな労働としてしか機能しえない」という命題が、結局において妥当するのだということである。」(全上)そして氏はこの点に「穀物価格が価値以下にあることの根本の理由」(全上二一〇頁)が存在すると主張される。ところが以上の如き見解をその後氏自身次のように要約された。「小農民の生産様式をとる農業の生産的労働、農民の平均的労働は、工業労働(それは資本制のもとで組織化され、社会化されている)に比して、質的に低位である。生産性がひくいばかりでなく強度もよわい。農業労働は社会化の程度がひくい。農業におけるかかる低次労働は、同一時間内に、工業労働と同じだけの社会的価値をつくりだすことができない、農業の一〇時間労働は、工業の一〇時間労働がつくりだす価値以下の社会的価値量を生産することができ

「農民的分割地所有」の基礎的考察

ない。」(「改革前の米価形成と小作料」『マルクス経済学体系』下巻三八七頁)そして「資本主義化の未熟なところでは、労働社会化の程度がひくく、十分な意味での社会的労働でなく、したがつて価値創造労働としての性能が劣弱である。」(全上)さきの見解とあとの見解とは似て異なる二つの見解である。すなわち(a)農業労働は単純な・強度の弱い・低次な・生産性の低い労働であるとはいへ社会的必要労働であり、工業労働なみにひとまず価値を生産する。しかし工業労働に較べて社会化の程度が低いために、現実に価格として実現されない。(b)農業労働は単純な・強度の弱い・低次な・生産性の低い労働であり、従つて農業の一〇時間労働は工業の一〇時間労働がつくりだす価値以下の社会的価値量しか生産することができず、価値創造労働としての性能が劣弱である。すなわちaは価値実現について、bは価値生産について述べられているのである。氏の主張の真意は両説のいずれであろうか。おそらく氏自身が要約された(b)説であろう。しかしa、bいずれの説にあつても以下のような疑問が生ずる。(1)まずaの見解において、何故農民労働が社会化されていなければ、それが二様の意味において社会的必要労働であるにも拘らず、価値として実現されないのか。またbの見解において、砵氏が農業が資本主義的でなく農民的に経営されており、従つて農民労働が社会化されておらず、イ単純な・口強度の弱い・ハ低

次に労働であり、価値創造労働としての性能が劣弱であるといわれるとき、(2)農民労働が社会化されていないということが、イ・ロ・ハを直ちに意味するものであるかどうか。またその場合価値創造労働としての性能が劣弱であるとしても、そのことは農産物価格の低廉な原因を説明することになるのであろうか。まず(1)について、氏にあつては単に「社会化された労働」という規定が生産された価値の実現に必要であると、ドグマ的に前提されているにすぎない。西口直次郎氏はこの点、「それではなぜ、そしてどのように社会化された労働が社会的必要労働の規定に前提されるのか、またどのようにその点が異部門間の労働に質的差異(一)を与えるのかが説明されないうちは、——その説明はいずれの論文にもない——教授の解答は実は解答されるべきものを前提してしまつてゐる。」(「農産物価格と農民労働の(非)社会性」『経済学雑誌』第四十巻第一号七二頁、傍点原文)と指摘しておられるが、そもそも社会化された労働が価値表現の前提であるという解釈自体が、マルクス価値論上成立しがたいであらう。商品の価格が価値以上であるか、あるいは価値以下であるかは、競争の領域に属する問題であり、需給の状況、市場条件に依存するのであつて、氏のいわれる資本主義化Ⅱ労働の社会化(「農民的分割地所有制における穀物価格の決定」前掲書二〇九頁)には依存しない。(2)、「直接に社会化された

(共同の)労働」(「直接的生産過程の諸結果」『マルクス・エンゲルス選集』第九卷四二頁)は機械制大工業段階において成立し、若干の例外はあるが「個別化された労働者」を駆逐して、「社会化された労働者」を出現させ、機械は「直接に社会化された・または共同的な・労働」によつて機能する(『資本論』第一卷四〇四頁、訳③)一六三〇頁)に至る。ところで殆氏によれば、この工業労働はイ複雑労働であり、ロ強度の強い労働であり、ハ強められた労働である。まずイについて、マルクスが『資本論』第一卷第二十三章機械と大工業で述べているように、機械制大工業は手工業労働やマニユアクチュア段階の労働に較べて熟練の意識が薄れ、全社会的平均労働はこの不熟練労働の姿において与えられている。「単純労働は、あらゆる統計からたしかめられるように、ブルジョア社会のすべての労働のきわめて大きな部分」(『経済学批判』『マルクス・エンゲルス選集』補巻③一三頁)を占めている。従つて(1)工業労働が熟練労働・複雑労働である、という点は誤りである。しかし氏は農民労働をある箇所では機械制大工業の組織化された工場労働と対比し、他の箇所ではマニユアクチュア時代の工業労働と比較されているので、後者の場合についても考察する必要がある。マニユアクチュア段階にあつては、「全体労働者の種々の機能は、簡単なものもあれば複雑なものもあり、低級なものもあれば高級な

ものもあるので、彼の器官たる個別的諸労働力は、極めて相異なる程度の訓練を必要とし、したがって極めて相異なる価値を有する。だからマニユファクチュアは、労働力の等級制——これに労賃の段階が照応する——を發展させる。

一方で個別労働者が一面的機能に同化させられ生涯中にこれに縛りつけられるとすれば、「他方では」それと同様に、種々の作業が先天的および後天的技能のかの等級制に適合させられる。」（『資本論』第一卷三六六—七頁、訳③—五八二—三頁、傍点原文）そして本来的マニユファクチュア時代にあつては、「手工業的訓練は依然としてマニユファクチュアの基礎であり」（全上三八六頁、訳③—一六〇八頁、傍点原文）、「熟練労働者の優勢により不熟練労働者の数はなお甚だしく限られている。」（全上）このため「農業の労働力は、簡単な労働力に当り、従つてその支出は簡単労働・あるひは何等の扮飾もない人間の労働・に当たる」（『資本論』初版十九頁、宮川実訳二六頁、傍点原文）のであつて、一日の工業労働は一日の農業労働に較べてより大きな価値を創り出す。しかしこの場合も農産物価格が安いということとは別なことである。それはただ手工業熟練労働力の所有者が一日に一〇の価値を、簡単な農業労働力の所有者が五の価値を生産し、異なつた個数の異なつた使用価値に対象化するということを意味するにすぎない。次に口の強度の点であるが、なるほどマルクスは「生

「農民的分割地所有」の基礎的考察

産部門が異なれば、総じて労働の強度にも相異が生ずる。」（『資本論』第一卷四三二頁、訳③—一六六五頁、傍点原文）と述べており、また「機械制度が進展し、機械労働者という独自の一階級の経験が積まれるにつれて、労働の速度したがつてまた強度が自然発生的に増加するということは、自明である。」（全上第一卷四三九頁、訳③—一六六三頁）と述べているのであつて、工業労働は一般に農業労働に較べて強度が大であると考えられる。しかしこの場合も強度の大なる工業労働が強度の弱い農業労働と対比して、同一時間内に前者がより多くの価値を、後者はより少ない価値を創り出すことになるだけであつて、このことと農産物価格が安いということは、イの場合と同様に全く別の事柄に属する。またハの強められた労働 *potenzierte Arbeit* は、周知のように同一生産部門内における平均以上の生産諸条件に基く例外的生産力を持つた労働に關していわれたことであり、農業と工業という異種生産部門についてはあてはまらない。要するに氏の見解は、マルクスが「分割地所有の支配的な諸国では資本制の生産様式の諸国におけるよりも穀物の価格が低いのは何故か」と、一國と他國との農産物の高低を問題として、分割地所有の支配的な国では地代部分、平均利潤部分、さらには労賃部分の一部さえ実現されず、農民の剰余労働が無償で社会に贈与されるからだと述べているのに対し、氏は一国内における工業生産物に較

べ農民的農産物の廉い理由を農民労働の非社会化の点から説明し、次いでこの点から国際間の農産物価格の高低の原因の一つを独自の説明されたのである。

右の俗説に対して、同じく小農経営が支配的であるとの想定に立ちながらも、全面的に俗説に批判を加えた西口氏の所説（前掲書）がある。氏はマルクスが工業労働にあつては社会的に必要な労働時間が「生産過程そのものの技術的法則」（『資本論』第一巻三六二頁、訳(3)―五七六頁）として基礎づけられているのに対し、農業労働は「競争の外的強制として現象」（全上）すると述べている点、及び農民労働は労働の社会化の発展を排除しているために、社会的必要労働の規定は生産過程そのものの技術的法則となつておらず、このためベーターとかパウルとかの個別的農民労働の誤差は農業労働の総体とつて相殺されるとしても、各個別の農民が同一価値を、従つて一般的「剰余価値率」を実現するか否かは偶然となる（全上第一巻三三八―九頁、訳(3)―五四四―六頁参照）と述べている点に依拠し、次のような主張を行われた。すなわち、農民は社会的必要労働を生産過程そのものにおいて基礎づけ得ないが故に、そのようなものとして認識することができず、競争の外的権威によつて押しつけられる剰余利潤に対し、生産力を増大させ、価値を低下させることによつて対処するよりも、価格の切下げに頼らざるを得なくなる。彼らには平均

利潤の壁もなく地代の壁もない。それは労賃水準——この労賃水準も結局農家経営の内部からではなく、間接的に外部的強制として押しつけられる——の壁に突き当り、またそれを各農民に強制する。「それは価値部分の均衡化によつて『剰余価値率』を均衡させる。ということは生産過程そのものにおいて社会的必要労働を基礎づけえなかつた農民労働に、間接的にその資格を与えることを意味する。市場価格を価値以下に押し下げる競争が遂に市場価格をこえる社会的価値成立の一契機となる。農民労働はいわゆる『価値論段階』ではいちおう社会的平均労働の資格をもちえた（したがつてそこから直ちに農産物価格形成の特殊性の解答はでてこない）にもかかわらず、その資格が『価値規定の範疇』たる社会化された労働によつてではなく、孤立的労働によつてになわれたという価値法則の発展段階が、右のような迂回的な社会的必要労働の成立を制約する。その意味で農民労働のいわゆる『価値論段階』といわゆる『競争論段階』が結合される。ここにまた、農民分解を通ずる労働力の商品化が価値法則の完全な発達の基礎であることを確認しうるわけである。分割地所有制における価値、価格問題もまさに過渡であり、中間形態であるといわなければならない。」（西口氏前掲書九一頁）以上の西口氏の所説には大約二点の疑義が生ずる。(1)何故農民が競争の外的要因によつて押しつけられる市場価値に対して価

格の切下げのみに頼り、生産力の増大による個別的価値の切下げに努力しないといえるのか。地代も利潤も耕作のために必要ではなく、結局は価格の切下げという方向に追いやられているとしても、やはり個別的価値の低下の努力が各自の農民にあるとみるのが現実に即して正しいのではないか。(2)農産物の価格切下げが結局は労賃水準——これも実は肉体的生存の最低限にまで落ちることがある——の壁にぶつかるとしても、そのことがどうして生産過程そのものにおいて社会的必要労働を基礎づけ得なかつた農民労働に、間接的に社会的必要労働の資格を与えることを意味するのか。農産物の社会的必要労働時間も工業生産物の社会的必要労働時間と同様に、やはり現存の社会的・標準的生産諸条件と労働の熟練と強度の社会的平均度をもつて、その生産物を生産するために必要とされる労働時間にはかならないのであつて、西口氏のいわれるように労賃水準が間接的に農民労働に社会的必要労働時間の資格を与えるとすゝる理解は正しくない。農民労働が一応社会的必要労働の資格を持ち得たにもかかわらず、その資格が価値規定の前提たる社会化された労働によつてになわれていなかつたら、農民労働は迂回的に社会的必要労働として成立すると氏がいうとき、氏が批判した裕氏と同一の誤つた見解に氏自身立つことになるのである。

これに対し〔B〕の解釈に立つ井上・宇佐美氏によれば、分

「農民的分割地所有」の基礎的考察

割地所有農民は農業生産をそれ一色で埋めつくしているわけではなく、一部に発生している農業資本家企業と併存したものであり、ここでは生産価格の法則が支配的に作用しており、小商品生産者の生産する商品の個別的価値は右の法則の下では市場価値の形成に参加しなくなる。つまりここでの農産物の社会的価値は資本家的経営の最劣等地における農産物の個別的価値によつて規定される傾向があり、それ故最劣等地の資本家的経営よりもさらに生産条件の劣悪な分割地農民によつて生産される農産物の個別的価値は、社会的価値としては低く評価されることとなり、このため「最も不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部は無償で社会に贈与されるのであつて、生産価格の調整または価値形成一般には参加しない」(前出)事態が生ずることとなる、と解釈されている。また農産物の生産がもつばら小商品生産者のみによつて行われ、資本主義的生産方法は他の部門に行われている場合〔A説〕を仮定しても、両生産方法における生産力の開きの拡大は農産物の需要の増大に対する供給の不足、従つて農産物市場価格の上昇、農業部門への資本の流入となり、結局は資本主義的生産と小商品生産との併存という〔B説〕に戻ることになる、と述べておられる。(「資本蓄積と小商品生産」前掲書参照)右の見解は一国内における平均利潤を入手するところの資本主義的農業経営と農民的経営の併存という前提に立

つているので、マルクスの本文引用の説明にはならないであろうし、また[A]説を仮定しても[B]説に戻ることになるという見解についても、各国農業の具体的在り方は、それぞれの国の資本主義のもつ特殊性やその歴史的發展段階、国内及び世界市場との関係、その国の農業特有の自然的社会的性格、その他種々な諸原因によつてきまるのであつて、「一国内における資本制的工業と農民的経営との生産力の開きの拡大↓農産物需要の増大、供給の不足↓農業部門への資本の流入による平均利潤を入手し得る資本制的農業経営の成立」という公式の説明で律することはできないであらう。

次に分割地農民がその土地の所有者ではなく、賃借地において経営を営む小作人である場合の地代についてはどうであろうか。分割地所有農民と賃借地経営小作人はともに封建的土地所有の解消の結果生じた諸形態の一つとしての小農経営であり、分割地経営農民であるが、ただ一方が自由な土地の私的所有者であるのに対し、他方がその土地の賃借者たる点において異なるにすぎない。栗原氏はイギリスにおける賃借地農が、「いづれにせよ、『有期、終身および一年契約の借地農場(ヨーマンの大部分はこれで生活していた)』(『資本論』第一巻七五七頁)といわれているように、一方でははじめに『貨幣地代とともに……耕作する占有者は事実上、単なる借地農業者となる。……他面では、この転形の結果として、従来の占有者は金を払

つて自分の地代支払義務を免れて、自分の耕作する土地の完全所有権をもつ独立農民に転化するようになる』(第三巻八四九—五〇頁)とともに、他方ではのちに『独立のヨーマンに代つて任意借地農業者(Tenants-at-will)——これは一年前の予告によつて契約を解除される比較的小さな借地農業者であり、地主の恣意のままになる屈從的な一群である——が現われた』(第一巻七六二頁)のであつて、『発生的にも、転化的にも、ヨーマンと小借地農業者とは密接に関連していたのであつた。』(『農業問題の基礎理論』一六一頁)とされている。従つて賃借地における分割地経営者の支払う地代の考察は、これまでみてきた資本制生産との比較における農民的分割地所有の差額地代、絶対地代の実現についての考察、及び肉体的最低限度まで低下することのある労賃プラス本来の費用の合計を最下限とする低廉なる農産物価格についての考察からして容易に理解することができる。すなわち農産物価格の高騰時には差額地代はもろろん、稀には絶対地代部分も分割地農民は実現できるのであり、従つて借地料がこれらの実現された差額地代、絶対地代部分から支払われることもあるが、逆に価格の低落時には地代部分はもちろん利潤やさらに労賃の一部分も実現することができず、「借地料は、他のどんな諸関係のもとでもより遙かに甚だしく、利潤の一部分を、および労賃からの控除分をすら、包含する。」(『資本論』第三巻八二六頁、訳詞——一四一頁)こととなる。この場合に借地料は名目的にのみ地代 *es ist dann*

nur nominell Rente⁽¹¹⁾であるにすぎず、労賃及び利潤に対立する独立の一範疇としての地代ではない。そして賃借地の分割地農民が支払う借地料が差額地代および絶対地代であるか、労賃及び利潤からの控除である名目的な地代であるかは、その賃借地の分割地経営のもつ農産物価格実現の諸条件によつてきまるのであつて、分割地経営であるからということによつて一方的にきまることではないと一応考えられる。

(11) この箇所の長谷部氏訳は「その場合には、借地料は名目地代に他ならず」（青木文庫版(1)―141頁）となつているが、向坂氏訳は「借地料はこの場合にはただ名目的にのみ地代であつて」（岩波文庫版(1)―133頁）と正確に訳されている。いうまでもなく労賃及び利潤に対立するところの「名目地代」という範疇があるのではないが、ただし一般に「名目的にのみ地代」≡「名目地代」という理解のもとに「名目地代」なる用語が用いられている。

しかし賃借地における分割地経営農民の支払う地代が名目的にのみ地代であること、及び分割地所有の支配的な諸国では農産物価格は低廉である点については、分割地所有の本性に基く必然的な面を指摘しなければならないのであつて、この点高橋幸八郎氏のいわゆる分割地所有の「『必然』と『限界』」の二重性格規定を有する『経過的な存在意義』（『所謂『分割地』農民の成立について』、『農業総合研究』創刊号八五頁、『市民革命の構造』二一七頁）、別言すればその「対立的二側

「農民の分割地所有」の基礎的考察

面」に考察を加えねばならない。

五 「農民の分割地所有」の対立的

二側面

マルクスには分割地所有について一見矛盾するかのような二つの評価がある。一つは分割地所有を進歩的・発展的とする評価であり、他は保守的・停滞的とする評価である。前者については例えば「自営農民の自由な所有は、あきらかに、小経営のための……土地所有の最も正常な形態である。土地の所有がこの経営様式の完全な発展のために必要なのは、用具の所有が手工業的経営の自由な発展のために必要なのと同様である。土地所有はこの場合には人格的自立性のための基礎をなす。それは、農業そのものの発展のためには、必要な一通過点である。」（『資本論』第三卷八五八頁、訳(4)―136頁）と述べており、また小経営的生産様式が「奴隸制・農奴制・およびその他の従属諸関係の内部にも実存しはする。だが、それが繁栄し、その全精力を發揮し、適当な古典的形態をとるのは、労働者が自分自身の使用する労働条件の——農民ならば彼が耕耘する畑の、手工業者ならば彼が老巧者として取扱う用具の——自由な私有者たる場合のみである。」（同上第一卷八〇一頁、訳(4)―115―118頁）と述べ、後者については、「分割地所有はその本性上、労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的应用、を

排除する。高利と租税制度とは、分割地所有をいたるところで窮乏化させざるをえない。土地価格における資本の支出は、この資本を耕作から取上げる。限りない、生産手段の分散および生産者そのものの離散。人間の尨大な浪費。生産諸条件の累進的悪化と諸生産手段の騰貴とは、分割地所有の必然的な一法則である。この生産様式にとつての豊作の不幸。」（全上第三卷八五九頁、訳(1)一一三七頁）と述べている。

地代史論の対象としての分割地所有は、小経営という規定に封建的土地所有とそれに基づく人身的束縛から事実上解放されたところの自由な土地所有という一契機の付加された概念であった。そしてこの形態こそ小経営のための正常的形態であり、その完全な発展のために必要な形態であり、それが繁栄し、その全精力を發揮できる形態であった。だが分割地所有はそれが自由な土地所有として、封建制下の小農の生産力の桎梏を打破した進歩性をもつものであつたとはいへ、小経営としての基本的な性格を持つ以上小経営としての限界・制約を離れることはできない。そしてこの制約はその小土地所有という性格に適應しており、分割地所有は小経営の制限とさらに土地所有の制限をその本性において持つものである。マルクスは分割地所有崩壊の諸原因はこの土地所有の制限を示すとして、その諸原因が分割地経営の第一の補足をなすところの農村的家内工業の絶滅、また第二の補足をなし、またこれのみが分割地経営に家畜の飼養を可能ならしめるところの共同所有地の大土地所有者による

横奪、植栽地経営として営まれるか、資本制経営として営まれるかを問わず、大耕作の競争、農業上の諸改良等をあげている（全上八五九頁、訳(1)一一三六―三七頁）のであるが、それとともに「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の一つは、耕作者が資本を土地の購入に支出することから生ずる。」（全上八五九頁、訳(1)一一三七頁）つまり「土地私有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾が自らを表示する諸形態の一つ」（全上八六四頁、訳(1)一一四四頁）が、生産者にとつての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとつての生産価格の非要素としての土地価格との衝突として現われざるを得ない必然——この点は大土地所有か大土地所有かにかかわらずなく土地私有一般にあてはまる——の不可避的存在についての指摘も行つてゐる。

高橋幸八郎氏は以上のような農民的分割地所有に内在する進歩的発展的側面と保守的停滞的側面との矛盾せる二側面につき「この分割地農民的土地所有の範疇に存在構造が内包する二律背反的——従つて過渡的——規定は合理的に把握されなければならぬ。即ちそれは、封建的土地所有の解体過程のうちに成立し、そのうちから自律的に生成する近代的生产力の構成を媒介しつつ、しかも近代資本主義の確立過程のうち自己否定に反対物に転化されるという、すぐれて経過的な存在意義がそれである。それは、論理の矛盾ではなく、『分割地』土地所有範疇に内在する現実の矛盾であり、それ自体ダイアレクティクを意

味する。」(『市民革命の構造』二一七—八頁)と指摘しておられる。しかしこの点さらに考察すべき問題点を持つものと考えられる。というのは、分割地所有は封建制下の小農経営の生産力の解放発展のために封建的桎梏を打破することの必然により創出されたのであるが、しかしこのようにしてそれが小農経営としてのその正常の形態を獲得した結果、分割地所有は新たな、そして自己自身を止場しなければ解決し得ない、その本性に立脚する矛盾に早晚直面することとなり、ここにそのより以上の発展的契機を消失し、両極への分解か、小農としての停滞、さらには窮乏・衰滅の途以外を見出すことのできない運命を持つに至るということに関してである。一体分割地農民は進歩的発展的であるのか、保守的停滞的であるのか、富裕であるか貧困であるか、両極分解するものであるのか、または停滞的固定的なものであるのか、この間に對して一面的に答えることはできないように思われる。たとえばフランスにおける第一革命は半隸屬の農民達を自由な土地所有者にかえ、農民に彼らの財産となつた土地を自由に利用させ、彼らの若々しい所有欲を充たす条件を固め整えたのであり、「ナポレオンの」所有形態は農民の分割地所有は十九世紀の初めにフランス農民を解放し、富裕化させるための条件であつた。しかるにはかならぬこの分割地所有が十九世紀の間に農村の奴隸化と貧窮化の法則に転化し、フランス農民の破滅の原因となつたのである。(「ルイ・ナポレオンのブリュメール十八日」『マルクス・エンゲ

「農民的分割地所有」の基礎的考察

ルス選集』第五卷三九九頁参照)すなわち分割地所有はその發生の当初の段階においては、封建的小農民から自由な土地の所有者となることにより、その限りではプラスの作用を及ぼしたのであるが、その後はマイナスの面が、すなわち小土地所有者・小経営者としての矛盾が、保守、停滞、貧困の相貌をもつて露出せざるを得なかつたのである。またイギリスの如く、農村の外での資本制的生産の一般的発展によつて条件づけられているとともに、世界的には封建的生産様式から資本制生産様式への移行によつて世界市場を征服し得た場合、分割地農民は典型的に両極分解するに至るのであるが、「小農民經濟の古典的な国」(エンゲルス)フランスにあつては、それは固定的に滞留するといふ、各国資本主義のタイプとそれととりまく外的諸条件の差に適應した形態をとるに至るのである。平野絢子氏は「分割地所有は地代論的範疇であるからその形態、その下における経営の展望(小商品生産者→資本家・労働者)の如何はその条件に入ることはない。」(『自由な農民的土地所有』に關する覚書)『三田学会雜誌』第四十九卷第十一号五十頁)と述べておられる。つまり分割地農民は一般的に発展的であり富裕であるとか、停滞的であり貧困であるとかは言い得ないのであり、また一義的に両極分解するとか、滞留するとかとも言い得ないのである。地代範疇としての農民的分割地所有は、その本質において直接生産者としての農民が封建的土地所有の解体と、それに基く封建的の人身隸屬關係から自由となり、一切の地

代表義務から自由であり、同時に彼（及びその家族）の労働と資本の不可欠な充用対象たる土地の自由な所有者である点にあるが、その目に見える姿態は資本主義の発展段階的差異及び各資本主義国独自の外的諸条件の差異によつて異ならざるを得ないのである。かくて「割地的土地所有の形態は、それが生れまたそれが置かれた世界史的情况と段階とに依りて異つた歴史的意義を持つ」（小林昇「割地農民の歴史的意義」『商学論集』第十八卷第二号一〇頁）のであり、それ故その内的本質と外的諸条件に依りて、その積極的進歩的役割と消極的停滞的更には没落的役割を果すこととなるのであるが、資本主義の発展の中で前者の側面は早晩後者にとつてかわられるのは、イギリス、フランスを始め各国の分割地所有農民の歴史がこれを示しているところである。ここに農民的分割地所有が農業そのものの発展のための必要な一通過点としての過渡的性格の重要な意義が存在する。

六 日本における「農民的分割地所有」

徳川幕藩体制崩壊後の地主と小作人間の搾取の本質評価の問題、明治以降の地主の性格規定の問題と同様に重要な問題として、「日本農民の全機構的把握」（栗原百寿「農業問題の基礎理論」一三四頁）の鍵をなすとされている自作農の性格規定の問題がある。

わが国農家構成中、明治十六年以降昭和十五年の間、最高明治十六年三八・四％（全年自作四二・四％、小作一九・二％）、最低昭和十年三〇・八七％（全年自作四二・七％、小作二七・〇六％）（栗原百寿『現代日本農業論』三三頁、吉野城『日本農民分解論』一〇五頁参照）、平均約三三％を占め、またその耕地面積は一町内外を最高密度と推定（吉野城氏掲書九二頁）——昭和十三年〇・九八町（近藤康男編『日本農業の統計的分析』七七頁）——されている戦前の自作農、及び農地改革により昭和二四年（農地調査）には五四・五％——これに自作二八・五％を加えれば全農家の八〇％以上が主として自己の所有する耕地を耕作し、小作農家は一〇％以下に低下——また昭和三〇年（世界農業センサス）には六九・五％——これに自作二一・六％を加えれば九〇％——以上を占める戦後の自作農は、その本質において分割地所有農民と規定することができるであらうか。

これに対しては賛否両論があるが、いまその論争点をあげてみれば、(1)金納地租、(2)自作農の貧困、(3)自由な土地所有、の三点がある。

いうまでもなく、わが国自作農が農民的分割地所有であるために、さきにもた農民的分割地所有の二点における本質的標識、すなわち直接的生産者たる農民が封建的土地所有を基礎とする経済的強制から脱却しており従つてそれに基く封建的買納から自由であること、及び農民が彼の労働及び資本の充用場

面としての土地の實質的に自由な所有者たること、を具有するものでなければならぬ。そしてわが国自作農の場合、農民が彼の労働及び資本の充用場面としての土地の所有者であり、従つて何ら「借地料」を支払わないことは明らかである。そこで自作農の支払う(1)の地租が問題とされる。この点旧講座派は高率の金納地租の半封建的性格を主張し、これを論拠として、日本に分割地所有範疇は成立し得ないとしていた。例えば平野義太郎氏は次のように述べておられる。「いうまでもなく、地租をして貢租の性質を有せしめたのは、封建以来踏襲のままの半封建的農業生産様式の移行（農業技術の停顿・農具の不完全・役畜の欠乏に制約せられる過小農的隸農経営）、それに基づいて、フランス型の分割土地所有とさえない過小土地所有、したがつて、この生産關係が制約するところの經濟外的強制と近代的法律形態との複合的・追加的加重化に、究極には滞せしめられる。」（『日本資本主義社会の機構』二八二頁）しかし、明治以降のわが国農民の支払う地租（小作料の場合も同様）が封建的土地所有に基く經濟外的強制による封建地代とは異質のものであり（拙稿「改革前わが国小作料の地代論的研究」本誌十二卷二号参照）、また地租が当初量的に封建貢租と大差ないという事実からその近代的租税たることを否定することもできない。（楳西光速・加藤俊彦・大島清・大内力著『日本資本主義の成立』及び武田隆夫「イギリスの地租と日本の地租」（宇野弘蔵編『地租改正の研究』下所収）参照）例えば吉野城氏

「農民的分割地所有」の基礎的考察

も、地租改正によつて保持された半封建制の本質は地主小作人間の搾取關係⁽¹²⁾生産物地代であつて、金納地租ではない。もし封建的重課を持つ金納地租が半封建制の本質であるとするなら、資本主義の發展に伴つて租税体系が変化し、地租が軽減されることも農業における半封建制は消滅すべきはずだからである。したがつて地主に生産物地代を支払うことのない、ただ地代のみを負担する自作農は「半隸属的耕作農民」ではなく、範疇としての分割地農民である（前掲書三三頁参照）と述べておられる。それ故地租を理由としてわが国自作農を封建的農民と同一視し、独立自當農民たることを否定する見解は誤りであるう。

(12) 地租に対する正しい見解にもかかわらず、氏の所説の難点と考えられるのは、氏が「半封建制」という語を講座派と同様に實質上「封建制」という言葉と同義に解され、明治以降の現物小作料を徳川期の年貢と同一性格のものとも、そこから改革前小作料は封建地代であるとされている点である。

では(2)の日本の自作農民の貧困である点についてはどうか。山田盛太郎氏は、日本の自作農が範疇としての「独立自由な自當農民」または「小農」でないことの根拠として、「耕作者たるの資格に対する土地所有者たるの資格の、役割が、圧倒的に巨大なること。」（『日本資本主義分析』一九〇頁）すなわち一反當り、小作者取前〇・二七二石、地主〇・五四四石、自作

○・八一六石、一町歩耕作の小作十人分の取得合計は五町歩の土地所有に依食する地主一人分の取前に等しいことを指摘し、このため日本では自作するより寄食化する傾向の強いことを述べ、それでも尙自作として止まるのは、(1)小地主を兼ねる自作、(2)半隸農的定雇を持つ自作、(3)半隸農的自作（ミゼラブルな生存維持のために自己の所有する零細片の土地を、只だそれだけを、自己の労働実現の手段として用うるの余儀なきにある所の形態）（全上一九一頁）であるとされている。たしかに地主を兼ねるものや、定雇を持ち、他人の労働を搾取するものは、これを農民的分割地所有範疇にいれることは問題である。しかしだからといって、彼の家族労働力と些少な資材とをもつて、その所有する小土地を耕す自作農までも、農民の分割地所有でないといひ得るだろうか。山田氏はこのような自作農も半隸農的であり、ミゼラブルな状態にあるから、独立自営農民ではないとされている。つまりこの場合の自作農が何故独立自由な自営農民すなわち分割地所有農民でないかといえば、彼らが自己の所有する零細片の土地にしがみつき、ミゼラブルな状態にあるからだとされている。自作農は土地の所有者ではあるが、ミゼラブルであり、従つて半隸農的であるが故に、分割地所有者ではあるが、マルクスのいうが如き分割地所有範疇にはあてはまらないとされているのである。この見解では、農民が土地の私的所有者であるという点よりはむしろ土地の私的所有者がいかなる状態に置かれているかという点が重視されている。しか

し、既にみたように、資本制地代の発生史論の対象としての「分割地所有」の本質的マルクマールは、Ⅰ封建的土地所有を基礎とする経済外的強制（Ⅱ身分的隸属関係）からの脱却、封建的賃租からの自由、Ⅲ事実上における彼の労働及び資本の充用場面としての土地の自由な所有者たること、であつた。またこの分割地所有の存在形態は、その歴史的発展段階及び各国資本主義のそれ々々の外的諸条件により異なるものであつた。しかしそれがⅠとⅡを本質的契機として持つものであるならば、たとえミゼラブルな状態に落ち込んでいても、農民的分割地所有範疇にほかならないであらう。というよりはむしろ、資本主義の発展とともに必然的に彼らの分割地所有こそ貧困の原因となるものであることを示すものであつた。従つて貧困であり、ミゼラブルであるということは、何らわが国自作農が農民的分割地所有であることを否定するものではない。日本の分割地所有農民がその発生の当初から高額の地租を負い、ミゼラブルな状態にあつたことは、日本における封建制より資本制への移行過程の特殊性によるものであるが、しかし日本の自作農がその本質において農民的分割地所有であることを否定するものではない。

次に(3)「自由な」土地所有における自由の解釈について。日本の自作農は自由な分割地所有でないとする見解は、例えば次のように述べられている。小池基之氏は「自由な」土地所有とはⅠⅡの条件を有するものである点を認めながらも、さらに拡

張解釈し、「すすんでは土地所有が農業生産の発展に対して何等の障害ともならないということ」（『農業近代化の理論』二〇頁）であると述べておられる。また井上晴丸氏は「自由な分割地所有の歴史的内容と意義を没却して、自由な分割地所有とすることを単に、形態的に、農民がその小生産に必要な土地を自由に使用処分（売買）しうる財産として持っている状態と見做しているようであるが、それが農民自らの手で行動的に奪取したものであるか、与えられたものであるかが問題であり、農民が自ら果敢な革命的行動をもつて土地分割を行い革命権力の保塁となつたところにフランス革命における自由な分割地所有成立の、『自由な』ということの真の内容が確立する。」（『農地改革と民主主義革命の形態』『変革期の地代範疇』二五四頁）と述べておられる。しかしこれらの見解は、いずれも分割地所有農民の独立自営農民が「自由な」といわれる理由を正確に把握されていないかと思われる。というのは、この「自由な」とは、すでにみた如く、分割地所有範疇にとつての本質的契機である封建的土地所有を基礎とする経済外的強制からの脱却、及び封建的貢納からの自由であり、彼の土地の自由な所有者であることを意味するものにはかならない。吉野氏は簡単にいえば「自由な」とは、「何らの借地料も支払われない」（『資本論』第三卷八五六頁、訳註——一三三頁）ことである（『日本農民分解論』三四頁）と述べており、大島清氏は「小土地の『自由な所有』とは、けつして農民が一切の搾取

「農民的分割地所有」の基礎的考察

や隷属から自由となり、または土地への資本投下に対する制限がなくなつていくという意味での『自由』な所有ではない。経済外的強制をともなう土地所有の形態から、一定の価格をもつて自由に売買され賃貸される土地の所有に転化された形態をいうのである。換言すれば商品交換関係にもとづき所有され処分される土地の所有であり、それはすくなくとも農業外における資本主義の発達と、それにもとまう商品経済の一定程度の発展を前提してはじめて可能となるものである。」（『農業問題序説』五一—二頁）と述べておられる。同様に山崎春成氏は土地が農民自らの手で行動的に奪取されたか、与えられたかにより、「自由な」土地所有であるか、「不自由な」土地所有であるかを区別する井上氏の見解を、「これまでもいろいろと混乱をひきおこすもとなつた無用の区別立てであろう。前の『資本論』からの引用箇所にある『自由』は、領主のおよび共同体的な諸負担と諸拘束からの自由であつて、それ以上のものを意味しない。また、それが『奪取したものであるか、与えられたものであるか』にはかわりなく、どのようにしてでも、そのような意味での『自由』が実現されてさえいれば、それで足りる。」（『農地改革と日本農業』一一〇頁）と述べておられる。

以上の対立的二見解が農民的分割地所有の本質をいかなる点に求めるかの差異によるものであることは明らかであろう。分割地所有はそれが高額の地租を負担するものであるか否か、何人の下僕たらず意気軒昂たる富裕な農民であるか、あるいは貧

困であるか、下からのブルジョア革命により闘い取られたものであるか、上から与えられたものであるのか、また、両極分解して消滅するに至るものであるか、あるいは広汎に小農として滞留するものであるか等々、これらの諸点はいずれもそれ自体としては重要な事柄であるが、しかし地代論的範疇である農民的分割地所有の本質的標識をなすものではない。重要なことは、わが国自作農がその具体的姿態における特殊性にもかかわらず、その本質において農民的分割地所有範疇たることを認識し、その上でこの日本の分割地所有の特質を日本資本主義の構造的「環」として究明把握する点にある。

現在反独占闘争の重要性が強調されつつあるとき、分割地農民は本性上そのままではその剰余労働を自己の手に確保し、生産力の発展に応じた生活改善の手段がふさがれていることの自覚が、基礎とならねばならない。農民は孤立分散の小商品生産者であり、その生産物はただちに生活のために消費できる人間の第一義的な生活手段たる食糧であるということにより、外部からのあらゆる搾取に対し本来的費用と肉体的最下限の生存が守られる限り、その過少消費と過度労働により土地にしがみつくといい生存力を持つものであり、資本の好箇の搾取対象とされざるを得ない。この点では戦前と戦後とでその本質を異にするものではなく、ただ戦前の寄生地主制の崩壊により、戦後は独占資本の搾取がより直接的な形態を取るに至つたにすぎない。ここに封建解体後の小商品生産者としての小農の運命の問題

がある。資本主義下のかかる小農民の進むべき途はどのような方向に求めらるべきであろうか。「農業における小規模生産は、資本主義のもとでは破滅し、信じられないほど圧迫され抑圧された状態に陥る運命にさだめられている……大資本に従属し、農業における大規模生産にくらべておこなわれている小規模生産は、欲望を極度にひきさげ、苦役的なねばり強い労働をおこなうことによつて、やつと維持されている。人間労働の四散と濫費、生産者の最悪の従属、農民の家族、農民の家畜、農民の土地の力の涸渇——これこそ、資本主義がいたるところで農民にもたらしているものである。農民には、まず第一に、プロレタリアートすなわち賃金労働者に加担する以外に、救いの道はない。」(レーニン「農業における小規模生産」全集第十九卷二八九頁傍点原文)「首尾一貫した階級闘争をおこなう賃金労働者の自主的な組織だけが、農民をブルジョアジーの影響からすくいだし、資本主義社会では小生産者がまつたく活路のない状態にあることを農民に説明することができる。」(全上「農民と労働者階級」全上二一〇頁)かくて労働同盟を基礎とする民主政権の樹立が問題となるのであるが、この点は農地改革後広汎に創設された自作農の革命的エネルギーに対する評価の問題と絡みつつ、また「勤労農民階級説」および「中農標準化説」の検討とともに反独占闘争としての農民運動の現下の課題をなすものであらう。(一九五九年四月)